

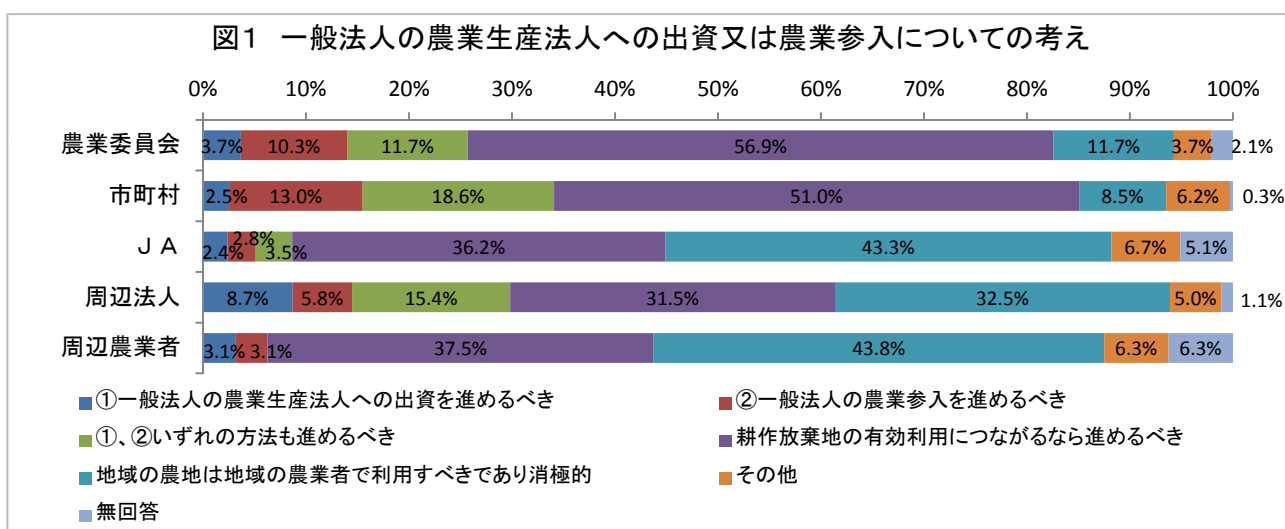
# 一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に関するアンケート調査結果の概要

平成25年2月  
農林水産省  
経営局農地政策課

## I 一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入に対する基本的な考え方等について (農業委員会、市町村、JA、周辺法人、周辺農業者)

### 1 一般法人の農業生産法人への出資又は農業参入についての考え

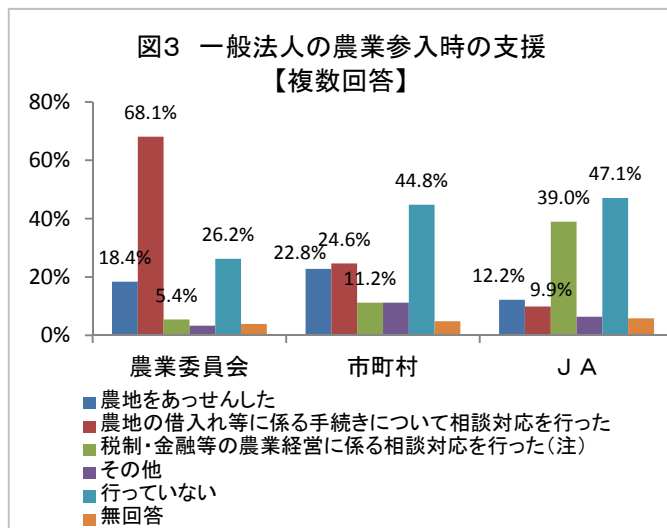
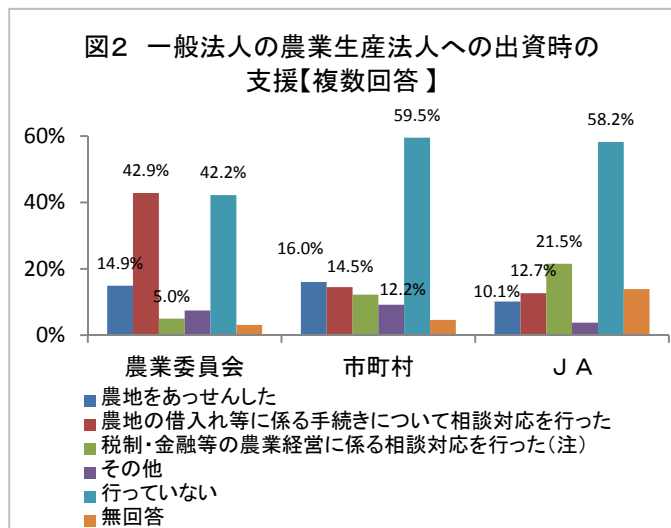
農業委員会及び市町村では、「耕作放棄地の有効利用につながるなら進めるべき」が5割以上を占めるが、その他は「地域の農地は地域の農業者で利用すべきであり消極的」との回答が多い。



注：周辺法人、周辺農業者とは、関連事業者から出資を受けている農業生産法人（以下「出資受入法人」という。）又は一般法人が営農を行っている市町村において営農を行う農業生産法人、農業者をいう。

### 2 一般法人の農業生産法人への出資時又は農業参入時の支援

一般法人の農業生産法人への出資時には約4割の農業委員会で、一般法人の農業参入時には約7割の農業委員会で農地の借入れ等に係る相談対応をしている。

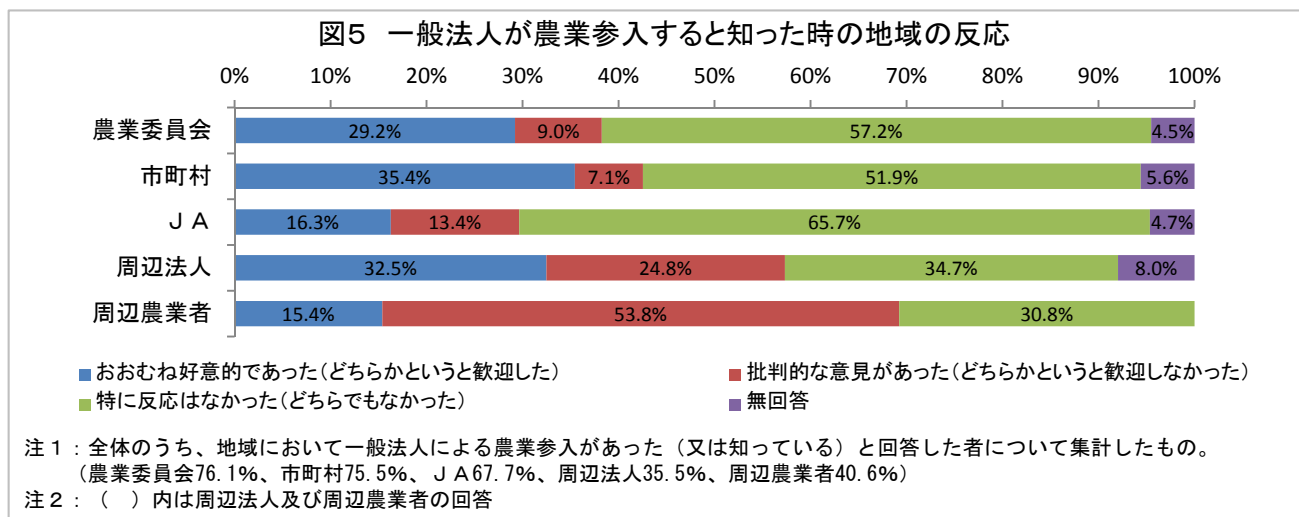
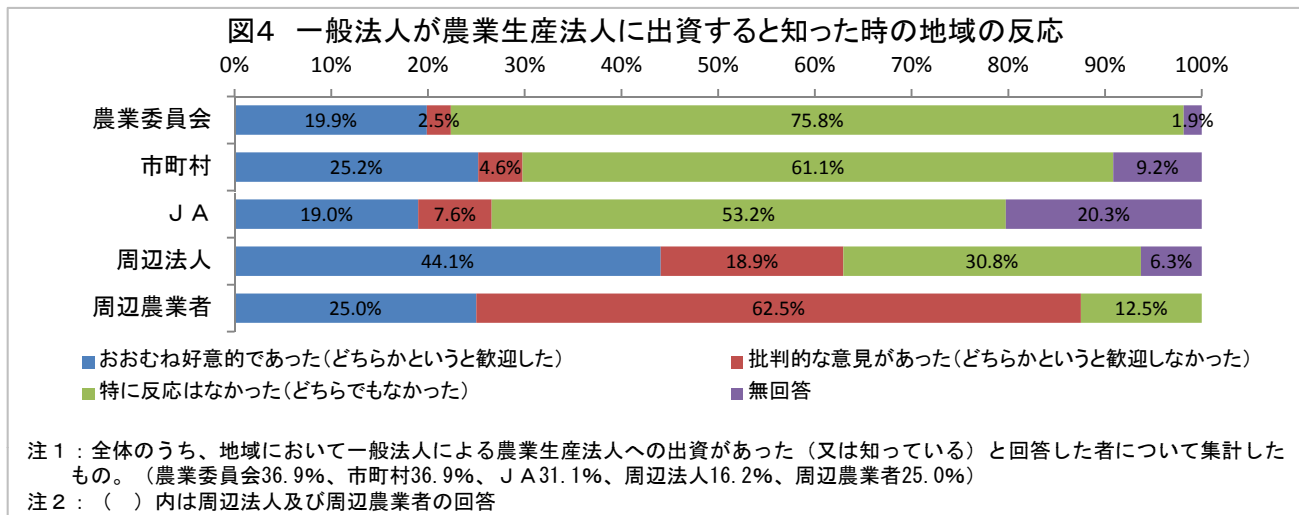


注：市町村は「補助金等を交付した」、JAは「営農指導等の支援を行った」に読み替える。

### 3 一般法人が農業生産法人に出資すると知った時又は農業参入すると知った時の地域の反応

農業委員会、市町村に比べ、JA、周辺法人では「批判的な意見があった（どちらかというとな歓迎しなかった）」の割合が高い傾向にある。

なお、周辺農業者は、「どちらかというとな歓迎しなかった」が「どちらかというとな歓迎した」を上回っている。



#### 【おおむね好意的であったとする理由】

「耕作放棄地の発生防止、解消になる」との回答が多い。（部分回答及び参考資料集I-1）

#### 【批判的な意見があったとする理由】

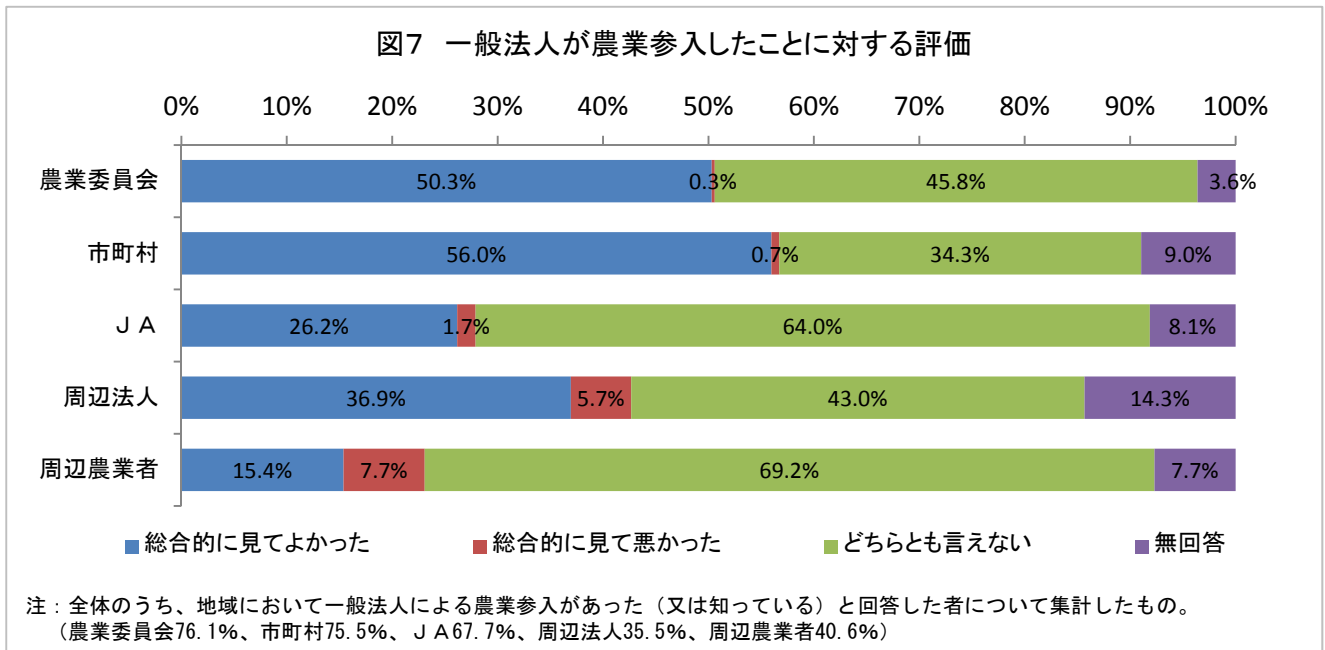
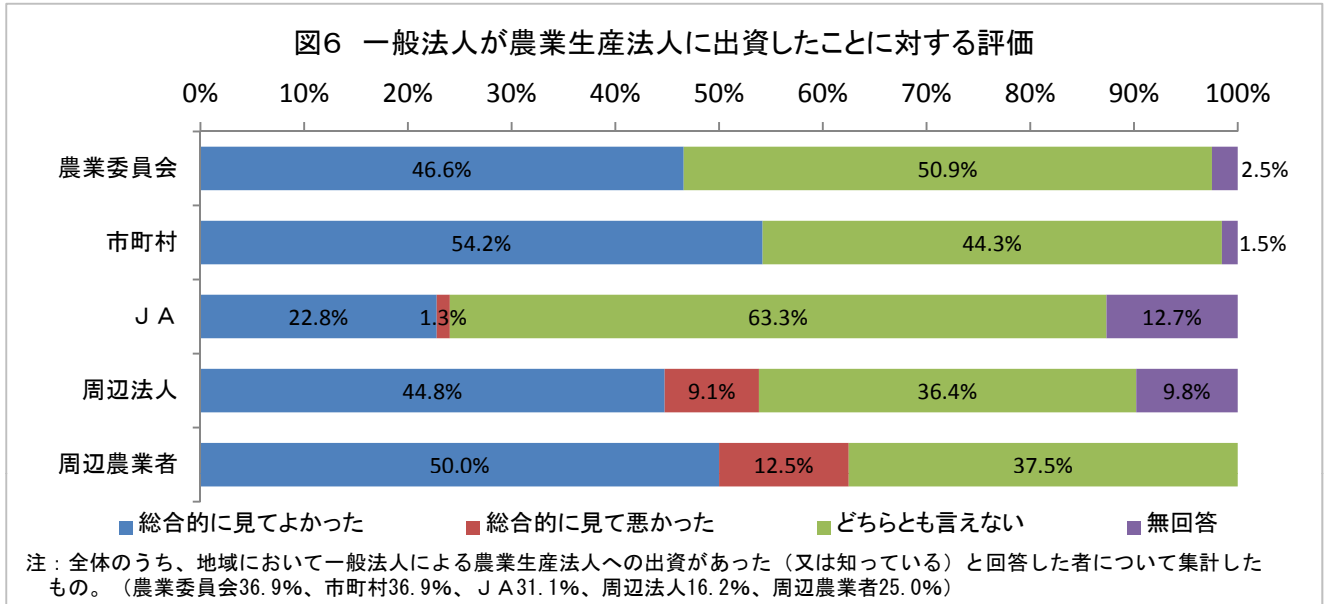
「地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行えなくなる」、「地域の共同作業（共同防除、施設の共同利用、水利調整等）における調和が乱れる」、「農地が産業廃棄物の不法投棄のために利用されるおそれがある」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集I-2）

※ なお、出資受入法人及び一般法人からは、出資受入又は参入時の地域の反応は、おおむね好意的であったとしており、その理由としては、「耕作放棄地の発生防止、解消になる」との回答が多い。

批判的な意見があった場合の理由としても、「地域に定着せず数年で撤退して農地の管理が適切に行えなくなる」、「地域の共同作業（共同防除、施設の共同利用、水利調整等）における調和が乱れる」との回答が多い。（部分回答及び参考資料集I-3-1、3-2、3-3）

#### 4 一般法人が農業生産法人に出資したこと及び農業参入したことに対する評価

農業委員会及び市町村では、一般法人の農業生産法人への出資と一般法人の農業参入でほぼ同水準の評価となっているが、周辺法人及び周辺農業者では一般法人の農業参入に対する評価は低い傾向にある。



##### 【総合的に見てよかったと評価する理由】

「農地集積や農作業受託を行う地域農業の担い手となった」、「耕作放棄地の発生防止、解消になった」といった評価が多い。（部分回答及び参考資料集 I - 4）

##### 【総合的に見て悪かったと評価する理由】

「地域に定着せず撤退したため農地の管理が適切に行われなくなった」、「地域の共同作業（共同防除、施設の共同利用、水利調整等）における調和が乱れた」といった評価が多い。（部分回答及び参考資料集 I - 5）

## 5 地域農業に与えた効果・影響

一般法人の農業生産法人への出資、一般法人の農業参入ともに、「地域農業の受け皿として法人に対して農地集積が進んだ（地域農業の受け皿として受け手のない農地を引き受けた）」、「農業の一経営体として確立した」が多いが、周辺農業者では、「他の農業者との間でトラブルを引き起こすなど悪影響がみられる」との回答も多い。

表 1

### ① 農業生産法人への出資

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
地域農業の受け皿として法人に対して農地集積が進んだ (地域農業の受け皿として受け手のない農地を引き受けた)	34.8%	31.3%	35.4%	37.1%	50.0%
新たな雇用を創出し、地域活性化につながった (多様な農業者が増えることにより地域活性化につながった)	24.8%	27.5%	27.8%	25.2%	12.5%
新規作物の導入により地域農業が活性化した	7.5%	13.7%	2.5%	16.8%	25.0%
地域における不況業種の救済につながった	5.6%	3.1%	2.5%		
具体的なプラスの効果は挙げにくい、農業の一経営体として確立した	34.8%	42.0%	27.8%		
新たに参入した結果、他の農業者との間でトラブルを引き起こすなど悪影響がみられる	0.6%	0.0%	1.3%	7.7%	37.5%
農産物の品質低下により市場評価が下落した	0.0%	0.0%	1.3%	1.4%	12.5%
地域になじまないため周辺農家が不安や不信をいただいている	1.9%	2.3%	1.3%	9.8%	25.0%
地域には何の還元等もなく、メリットはなかった	9.3%	2.3%	7.6%		
その他(特になし、不明、把握していない、を含む)	13.0%	16.0%	12.7%	7.0%	0.0%
(分からない)				26.6%	12.5%
無回答	4.3%	6.9%	16.5%	11.9%	12.5%

注:( )内は周辺法人及び周辺農業者の回答

### ② 一般法人の農業参入

(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
地域農業の受け皿として法人に対して農地集積が進んだ (地域農業の受け皿として受け手のない農地を引き受けた)	27.1%	23.9%	22.7%	31.8%	30.8%
新たな雇用を創出し、地域活性化につながった (多様な農業者が増えることにより地域活性化につながった)	16.3%	15.7%	20.3%	21.7%	7.7%
新規作物の導入により地域農業が活性化した	10.2%	12.3%	11.6%	12.7%	7.7%
地域における不況業種の救済につながった	3.3%	3.0%	1.2%		
具体的なプラスの効果は挙げにくい、農業の一経営体として確立した	32.5%	34.3%	27.9%		
新たに参入した結果、他の農業者との間でトラブルを引き起こすなど悪影響がみられる	0.6%	0.4%	3.5%	8.0%	23.1%
農産物の品質低下により市場評価が下落した	0.0%	0.0%	1.2%	3.2%	7.7%
地域になじまないため周辺農家が不安や不信をいただいている	3.0%	0.7%	5.2%	10.2%	15.4%
地域には何の還元等もなく、メリットはなかった	10.8%	8.2%	12.2%		
その他(特になし、不明、把握していない、を含む)	23.2%	18.3%	15.1%	5.1%	0.0%
(分からない)				22.0%	53.8%
無回答	5.4%	13.8%	21.5%	21.7%	7.7%

注:( )内は周辺法人及び周辺農業者の回答

## 6 他の農業者との間でのトラブルの有無とその内容

一般法人の農業生産法人への出資又は一般法人の農業参入の結果、他の農業者との間で「トラブルは生じていない」と回答した者が約8～9割を占めるが、周辺農業者ではその割合が75%と最も低く、トラブルの内容としては「作業の精度が低い（作業が雑）」、「農業からの撤退・農外事業への進出による耕作放棄や荒らしづくりの発生」、「水利用の順序・時間帯を無視するなど、水利用に係る地域のルールを守らない」といった回答が多い。

表 2

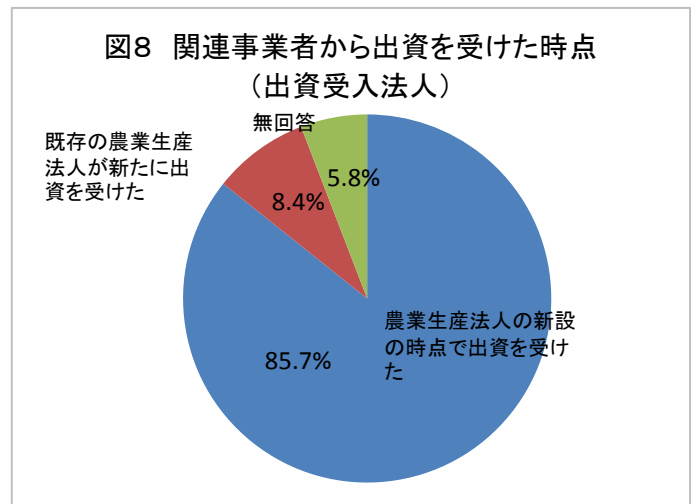
(複数回答)

	農業委員会	市町村	JA	周辺法人	周辺農業者
トラブルは特に生じていない	93.1%	90.5%	87.4%	89.2%	75.0%
資本力を背景に周辺の賃借料より高い水準で借りるので、賃借料が上昇	0.0%	0.3%	1.7%	2.3%	4.1%
農地が面的にまとまった形で利用されてきたが、企業による参入で利用が分断された	0.0%	0.3%	2.0%	0.7%	1.5%
農業からの撤退・農外事業への進出による農地転用の発生	0.2%	0.3%	1.0%	1.0%	2.1%
農業からの撤退・農外事業への進出による耕作放棄や荒らしづくりの発生	2.1%	2.5%	0.7%	2.0%	4.5%
農業からの撤退・農外事業への進出による農業以外の農地の不適切な利用	0.0%	0.3%	0.7%	0.4%	0.8%
水利用の順序・時間帯を無視するなど、水利用に係る地域のルールを守らない	0.0%	0.3%	1.0%	1.3%	4.4%
出役の割当や作業の分担を守らない	0.2%	0.3%	0.0%	0.9%	2.6%
作業の精度が低い(作業が雑)	0.7%	1.6%	4.4%	2.4%	4.8%
地域の行事に協力しない	0.2%	0.6%	0.3%	1.3%	3.9%
地域の農業に関する話し合い(集会など)に参加しない	0.0%	0.6%	0.3%	1.4%	4.0%
その他	3.5%	4.7%	4.8%	6.8%	6.5%
無回答	0.7%	0.3%	1.0%	2.6%	9.6%

## Ⅱ 関連事業者から出資を受けた時点又は農業参入した時点の状況について

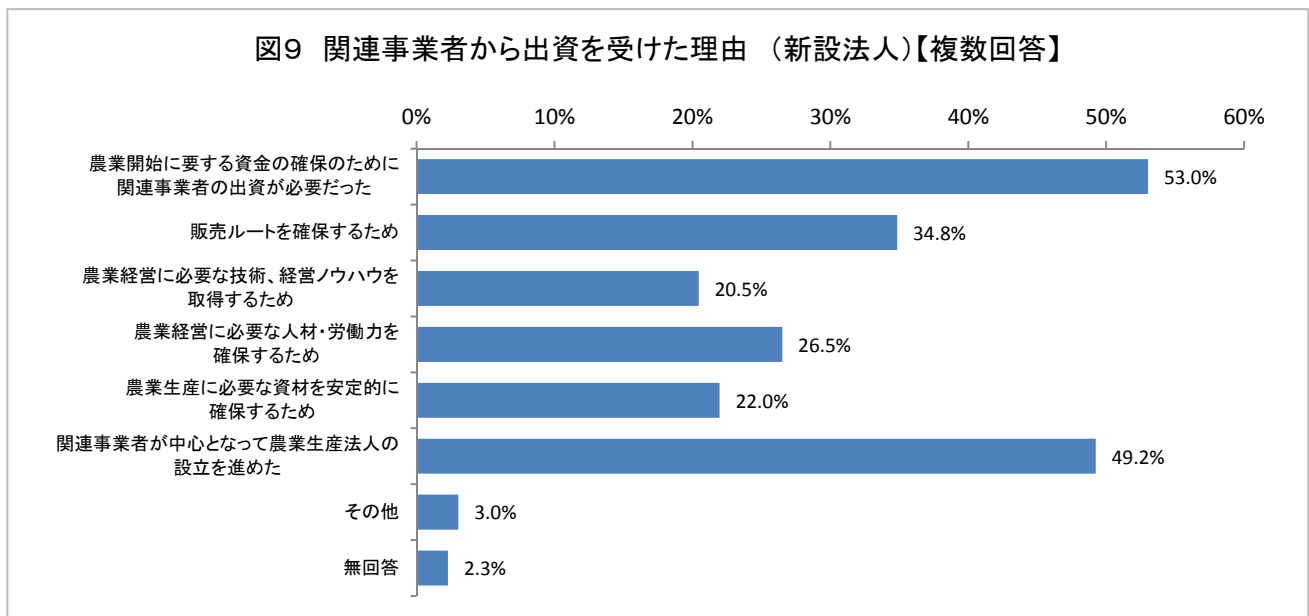
### 1 関連事業者から出資を受けた時点

出資受入法人は、農業生産法人の新設の時点で出資を受けたもの（以下「新設法人」という。）がほとんどであり、既存の農業生産法人が関連事業者から出資を受けたもの（以下「既設法人」という。）は少ない。



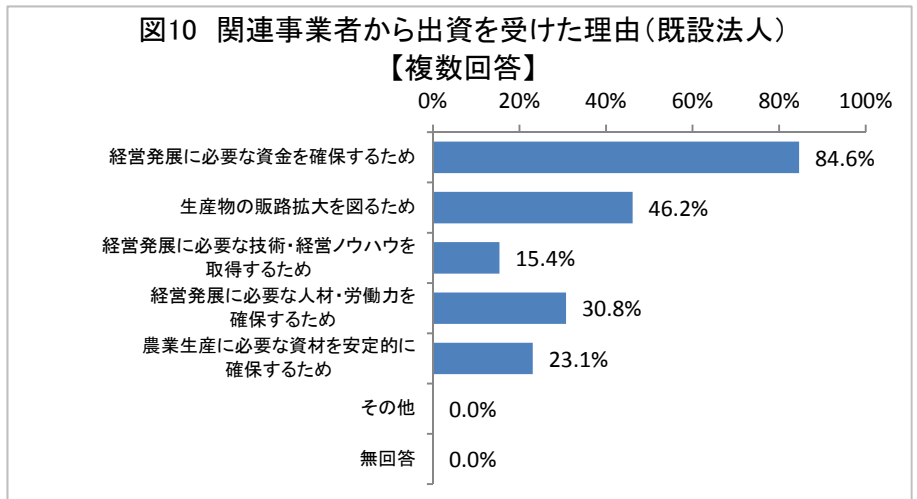
### 2-1 関連事業者から出資を受けた理由（新設法人）

「農業開始に要する資金の確保のために関連事業者の出資が必要だった」、「関連事業者が中心となって農業生産法人の設立を進めた」がそれぞれ約5割となっている。



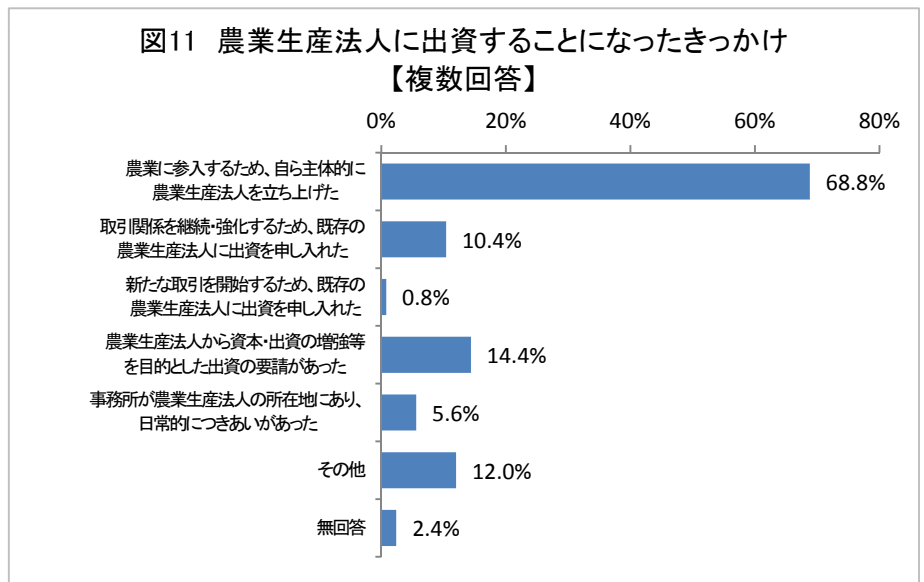
## 2-2 関連事業者から出資を受けた理由（既設法人）

8割以上の既設法人が、「経営発展に必要な資金を確保するため」出資を受けたとしている。



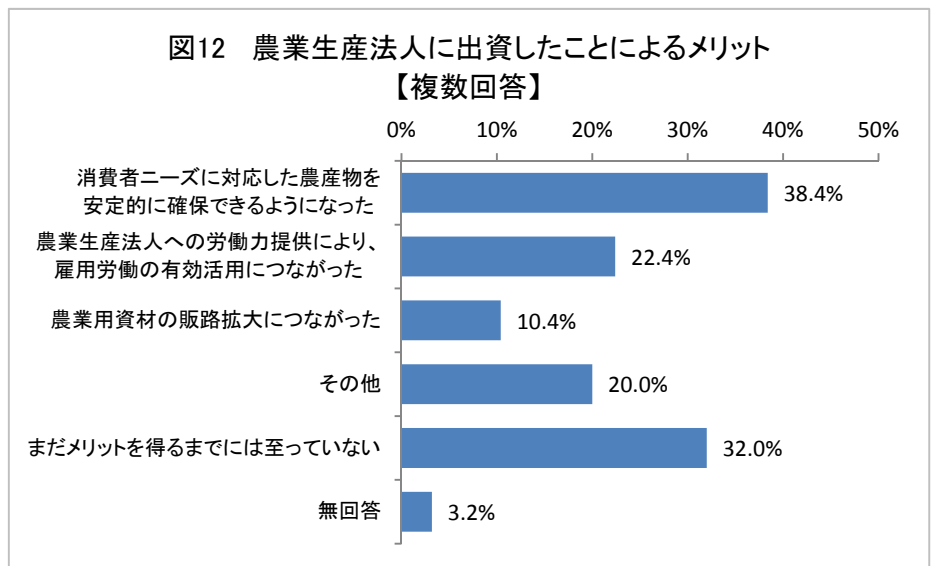
## 3 農業生産法人に出資することになったきっかけ（出資法人）

農業生産法人に出資している一般法人（以下「出資法人」という。）の出資のきっかけは、「農業に参入するため、自ら主体的に農業生産法人を立ち上げた」が約7割となっている。



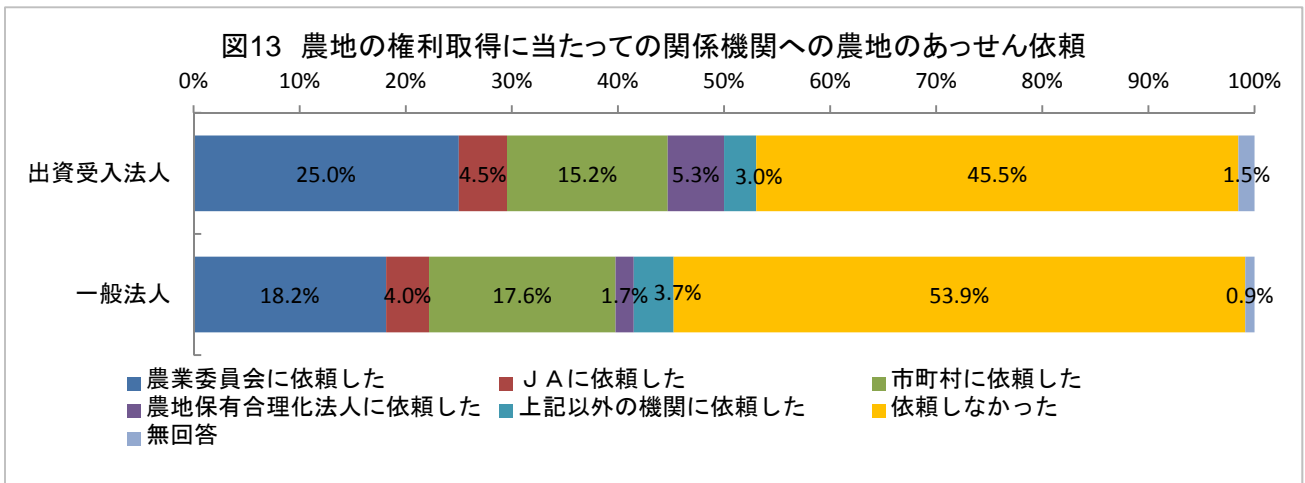
## 4 農業生産法人に出資したことによるメリット（出資法人）

「消費者ニーズに対応した農産物を安定的に確保できるようになった」が約4割ある一方、「まだメリットを得るまでには至っていない」も約3割となっている。



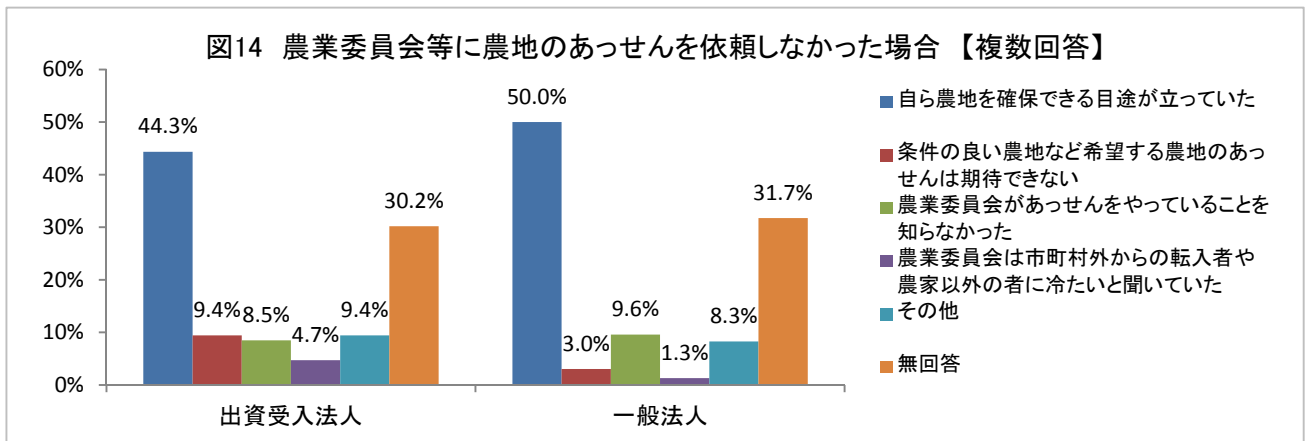
### 5-1 農地の権利取得に当たっての関係機関への農地のあっせん依頼

関係機関に農地のあっせんを依頼した割合は5割前後で、主に農業委員会、市町村にあっせんを依頼している。



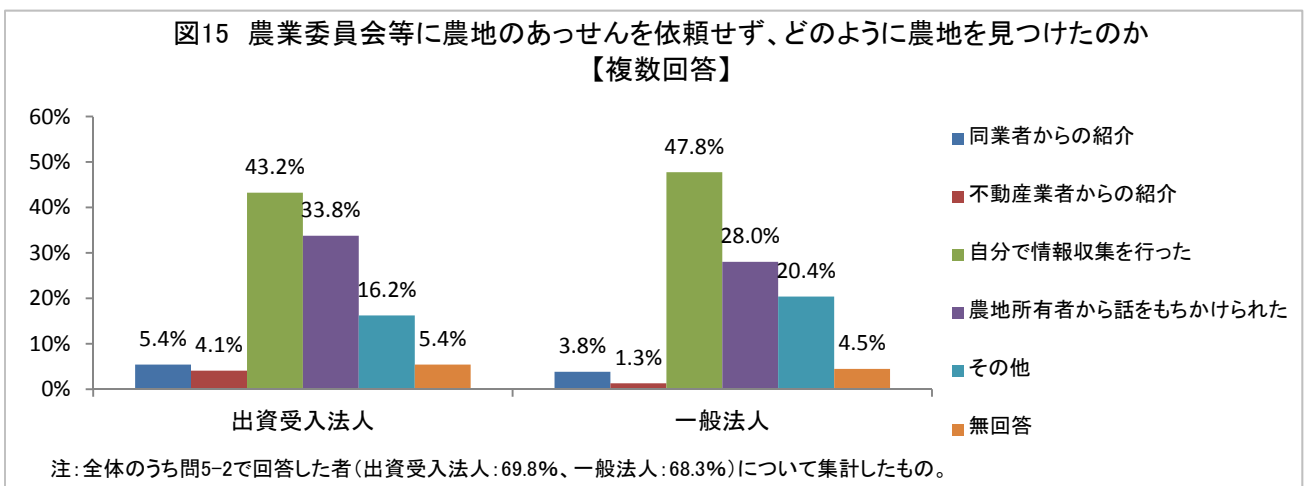
### 5-2 農業委員会等に農地のあっせんを依頼しなかった理由

「自ら農地を確保できる目途が立っていた」との回答が4～5割と多い。



### 5-3 農業委員会等に農地のあっせんを依頼せず、どのように農地を見つけたのか

「自分で情報収集を行った」との回答が4割強と多い。





### Ⅲ 一般法人が農業生産法人に出資した後、又は農業参入した後の状況について

#### 1 一般法人が農業生産法人に出資後又は農業参入後に法人が地域農業との調和を図るために行っていること（農業委員会、市町村、JA、周辺法人、周辺農業者）

一般法人が地域農業との調和を図るため、農業生産法人へに出資後又は農業参入後に行っていることとして「地域ぐるみの水利調整に参加」、「地域の賃借料水準に配慮」といったことが主に取り組みされていると認識されている。

図16 一般法人が農業生産法人に出資した後に地域農業との調和のために  
行っていること【複数回答】

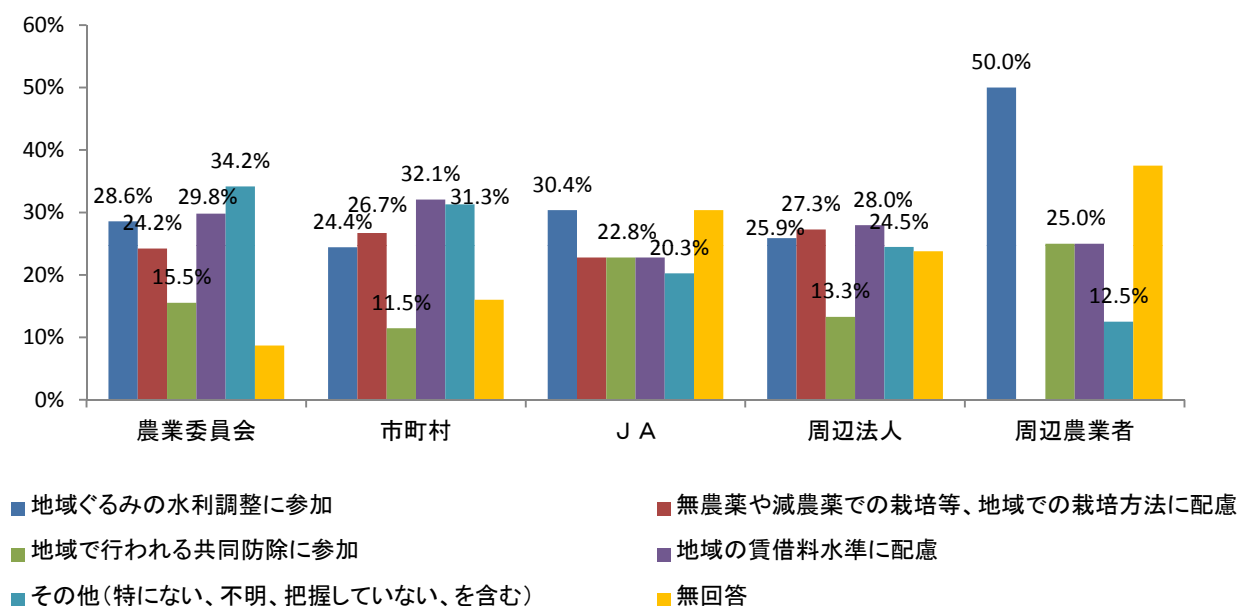
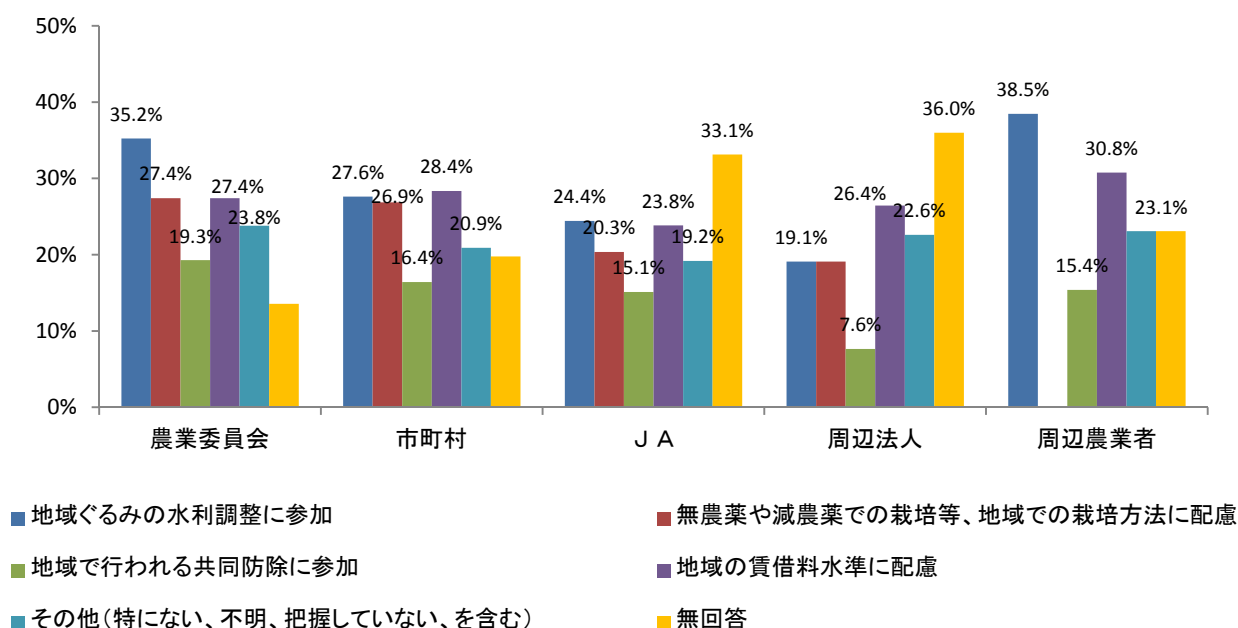
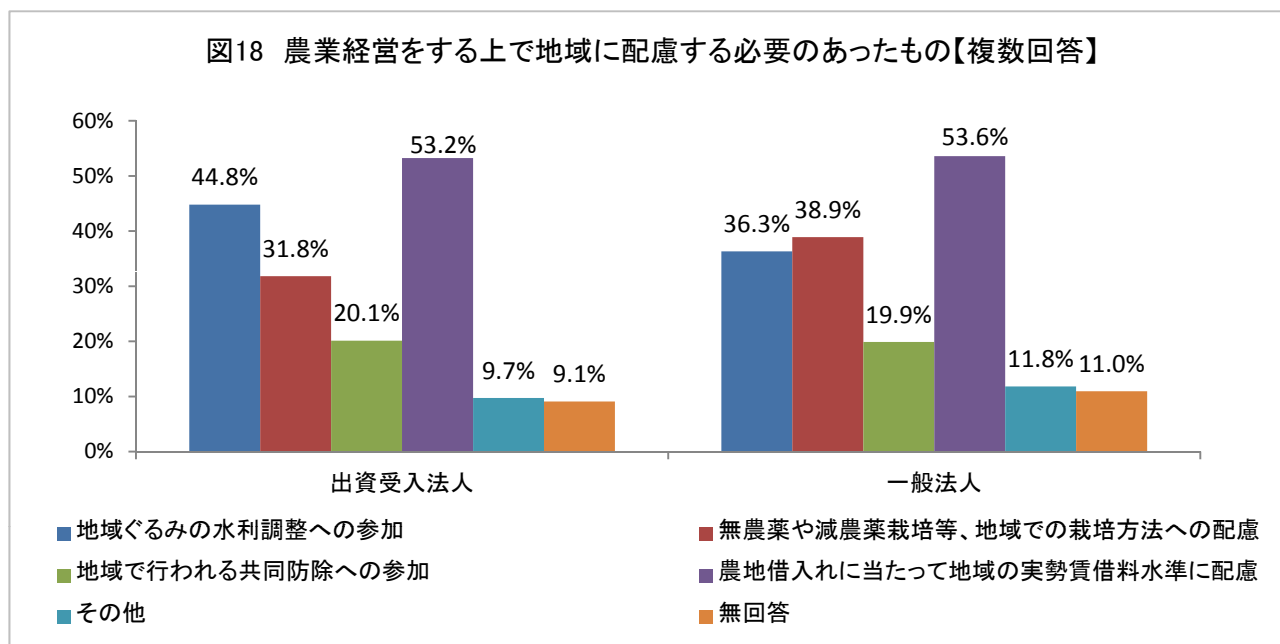


図17 一般法人が農業参入した後に地域農業との調和のために  
行っていること【複数回答】



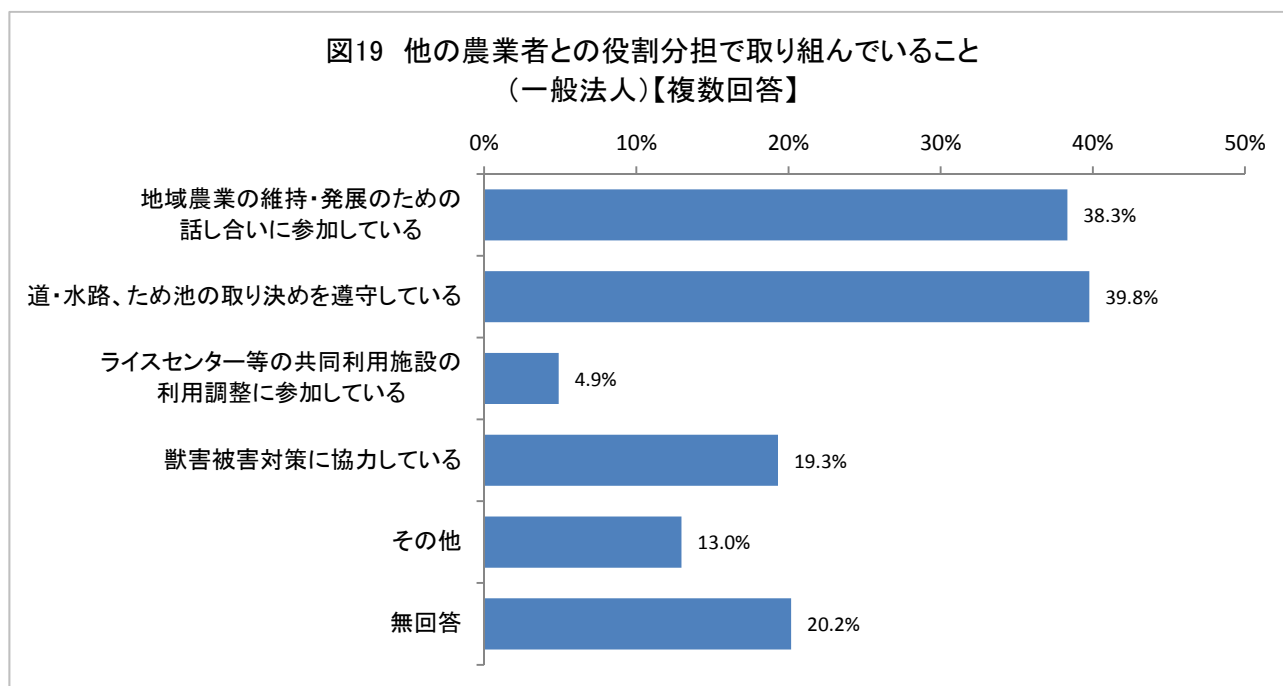
## 2 農業経営をする上で地域に配慮する必要のあったもの（出資受入法人、一般法人）

出資受入法人、一般法人とも「農地借入れに当たって地域の実勢賃借料水準に配慮」が最も多く、約5割となっている。



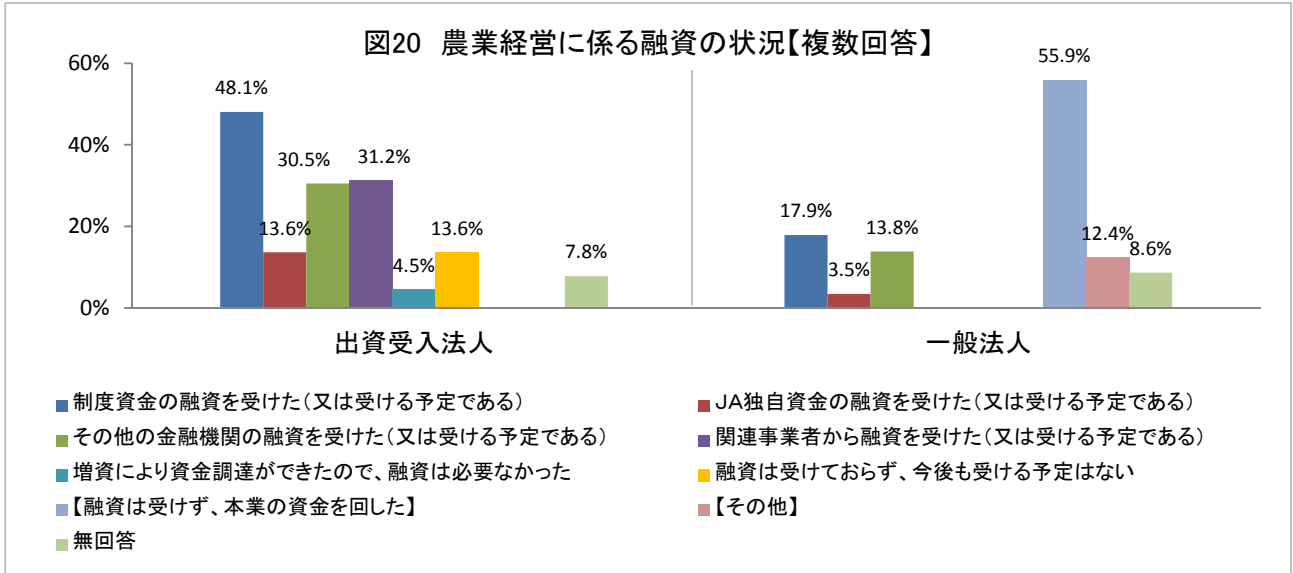
## 3 他の農業者との役割分担で取り組んでいること（一般法人）

「地域農業の維持・発展のための話し合いに参加している」、「道・水路、ため池の取り決めに遵守している」がそれぞれ約4割となっている。



#### 4-1 農業経営に係る融資の状況

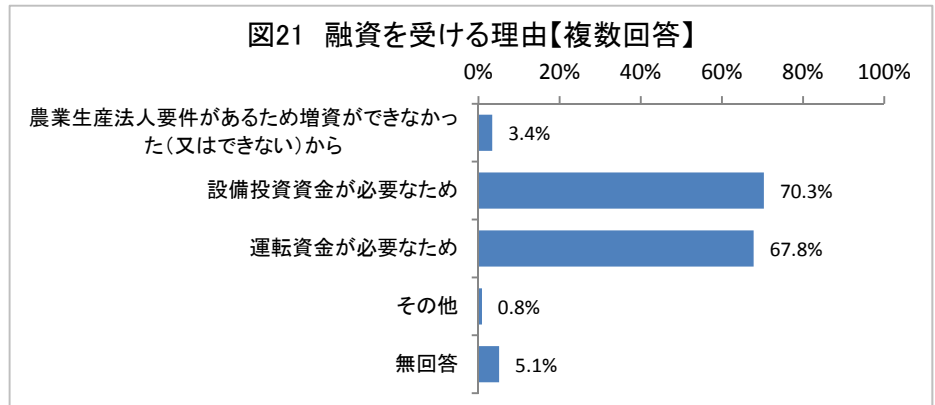
出資受入法人では、約5割が「制度資金の融資を受けた（又は受ける予定である）」としているほか、「関連事業者から融資を受けた（又は受ける予定である）」が約3割あるのに対し、一般法人では、融資の割合は低く、「融資は受けず、本業の資金を回した」が過半となっている。



注：【 】内は一般法人に係る設問である

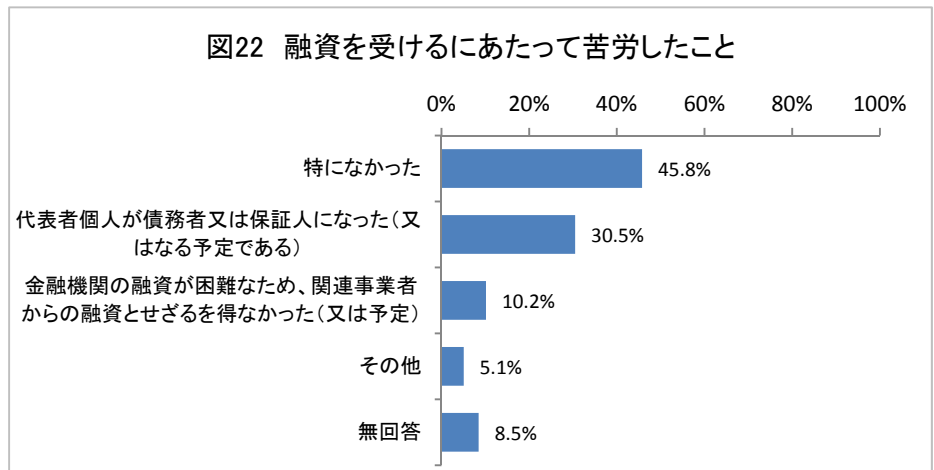
#### 4-2 融資を受ける理由（出資受入法人）

農業生産法人要件があるため増資ができなかったことを理由にあげる法人は極わずかとなっている。



#### 4-3 融資を受けるに当たって苦労したこと（出資受入法人）

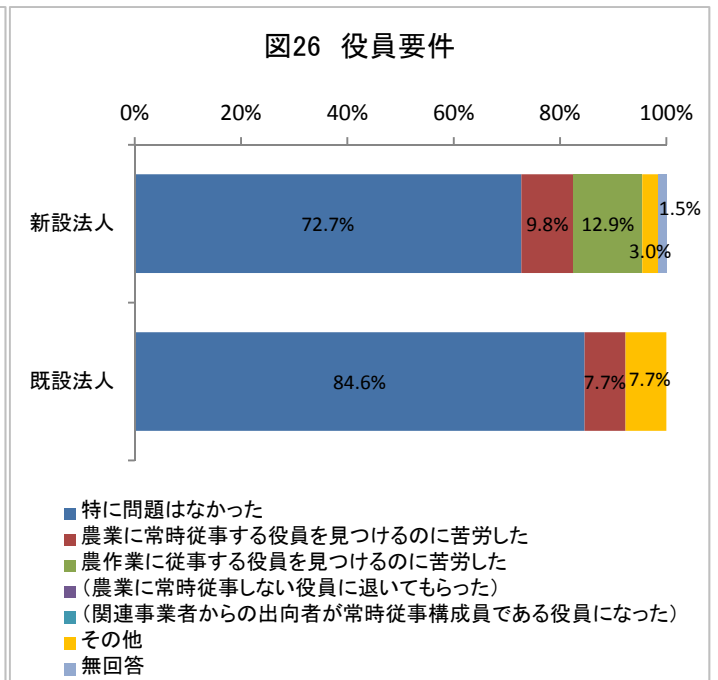
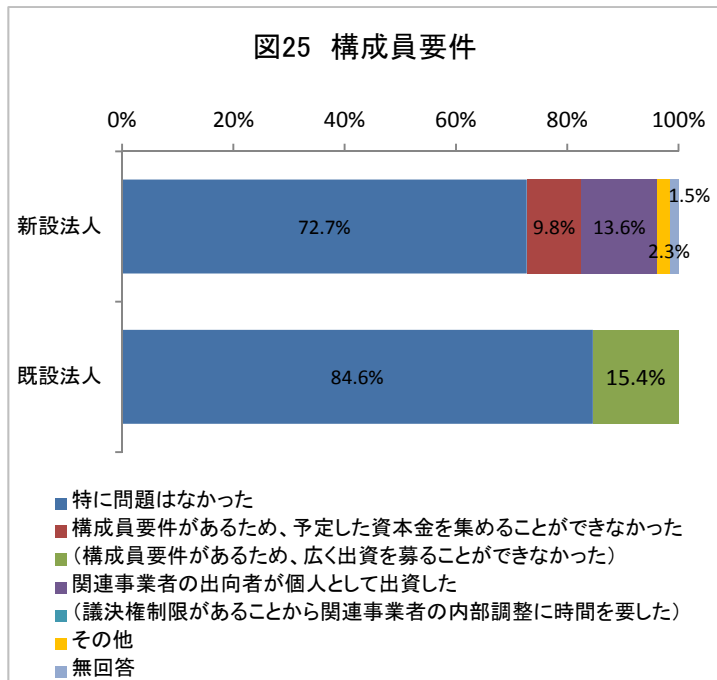
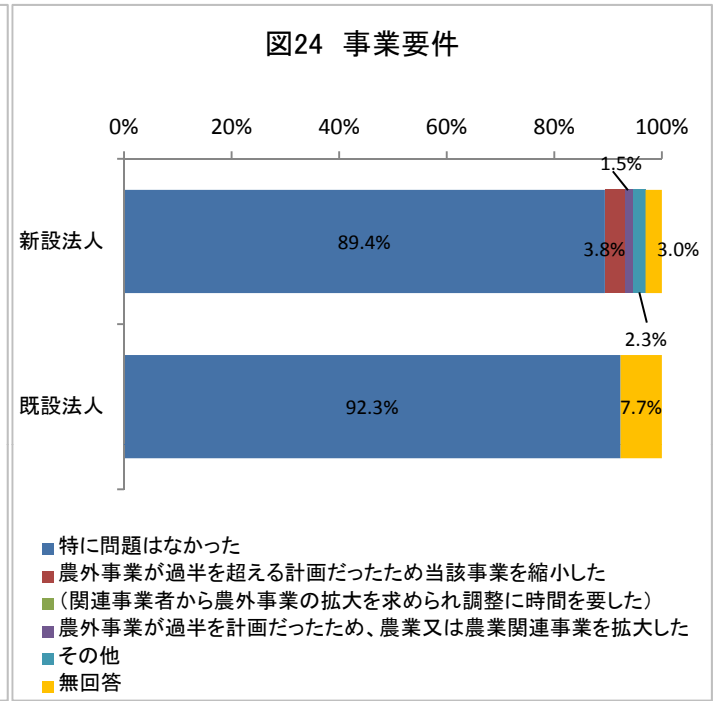
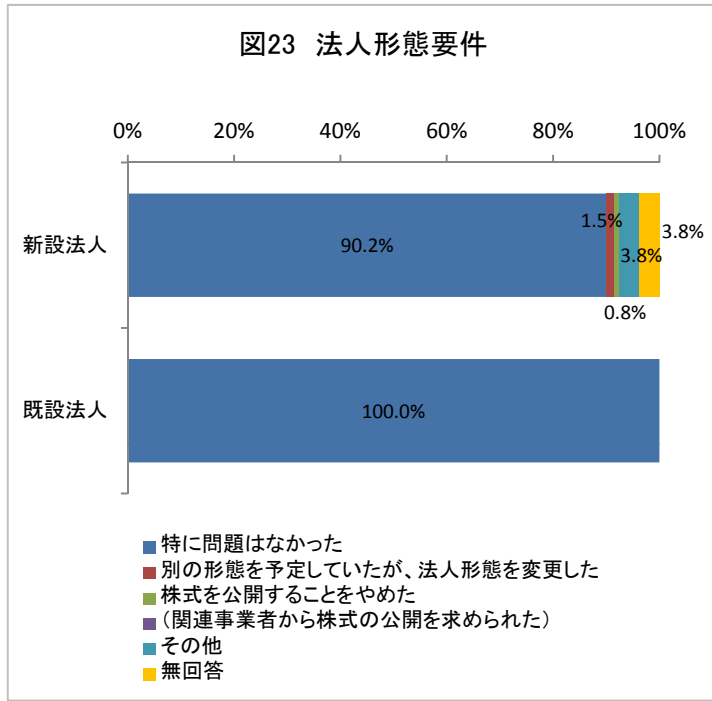
「特になかった」が約5割と最も多いが、「代表者個人が債務者又は保証人になった（又はなる予定である）」も約3割ある。



#### IV 農業生産法人要件についての考え等

##### 1 クリアするのに苦労した農業生産法人要件（出資受入法人）

「特に問題はなかった」とする回答が約7割～10割とほとんどである。



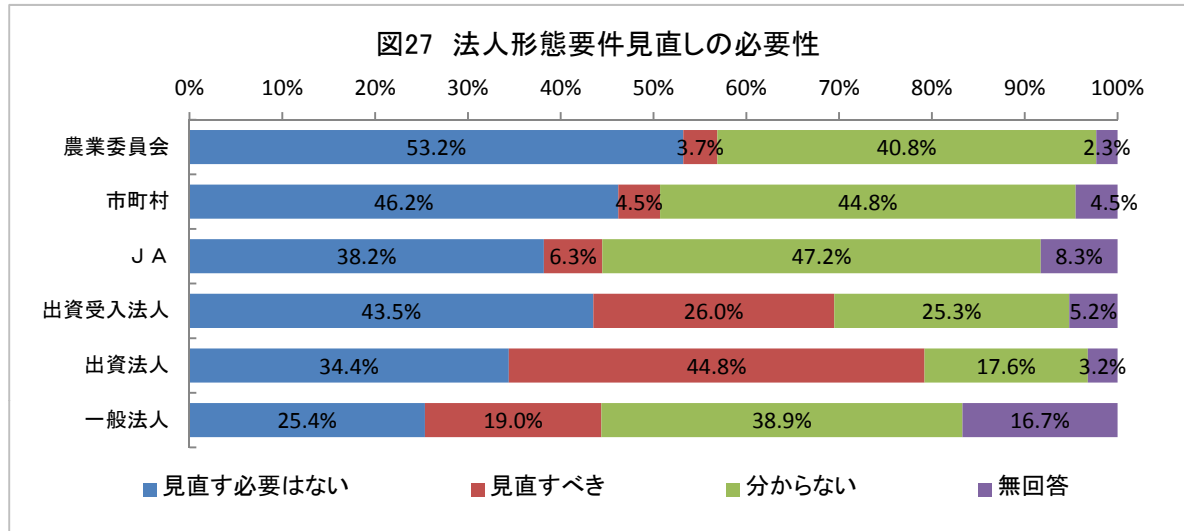
注：( )内は既設法人に係る設問である。

## 2 各農業生産法人要件についての考え

### (1) 法人形態要件（法人は農事組合法人、株式の譲渡制限がある株式会社又は持分会社）

#### ○ 要件見直しの必要性

「見直す必要はない」が多いが、出資法人では「見直すべき」との回答が多い。



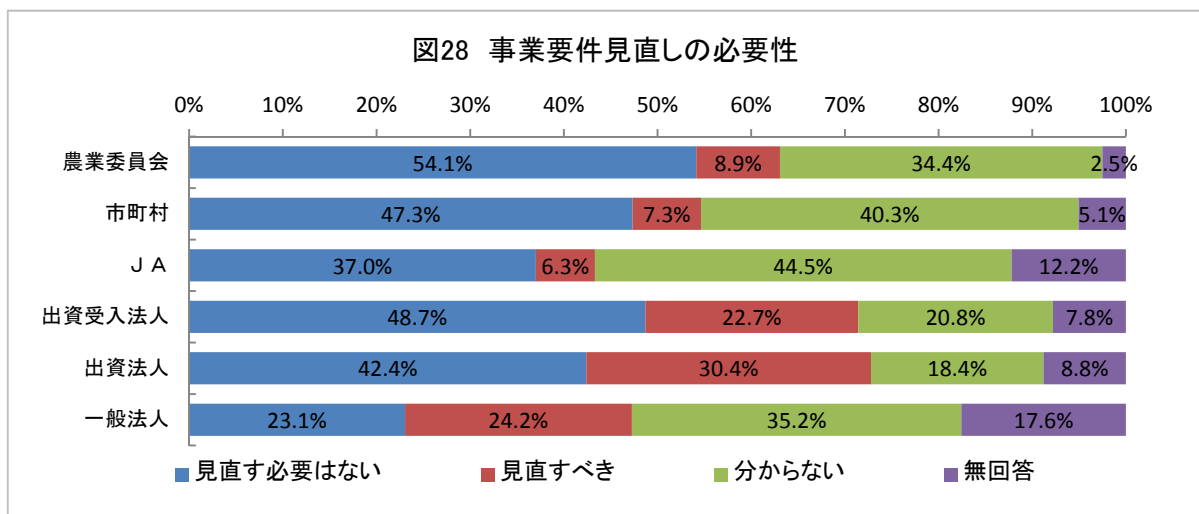
#### 【出資法人が見直すべきと考える理由】

「株式譲渡制限のある株式会社のため公募による増資ができない」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集Ⅲ－1（1）①）

### (2) 事業要件（農業の売上高が法人の事業全体の過半を占めること）

#### ○ 要件見直しの必要性

「見直す必要はない」との回答が多いが、一般法人では「見直すべき」との回答が多い。



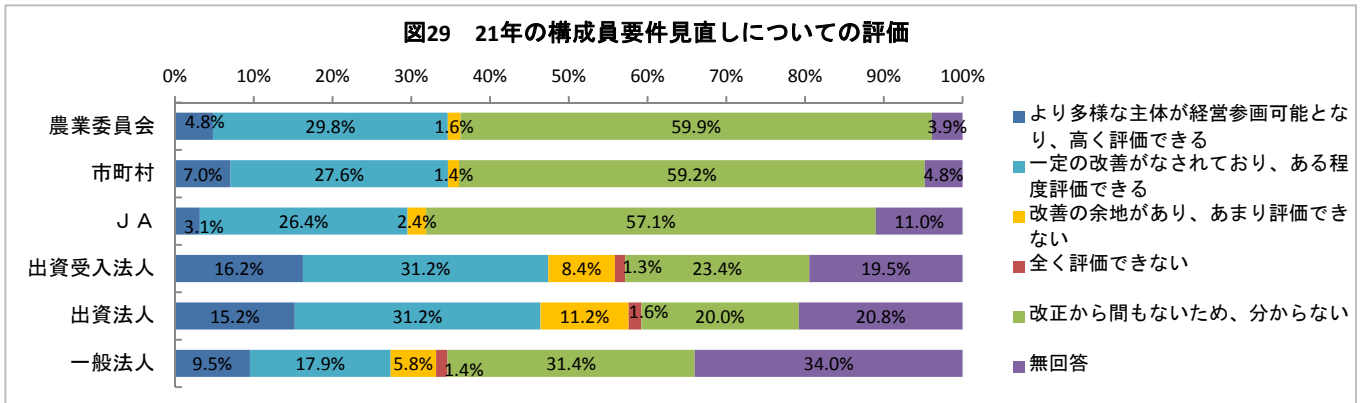
#### 【一般法人が見直すべきと考える理由】

「農業が小規模のため、農外事業を主業としないと経営が立ちゆかない」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集Ⅲ－1（2）①）

(3) 構成員要件（農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること（農商工連携事業者等一定の関連事業者は総議決権の2分の1未満まで可能）

○ 21年農地法改正による農業生産法人の出資制限の緩和についての評価

いずれも「評価できる」とする回答が「評価できない」との回答を上回っており、「評価できない」は1割程度にとどまっている。



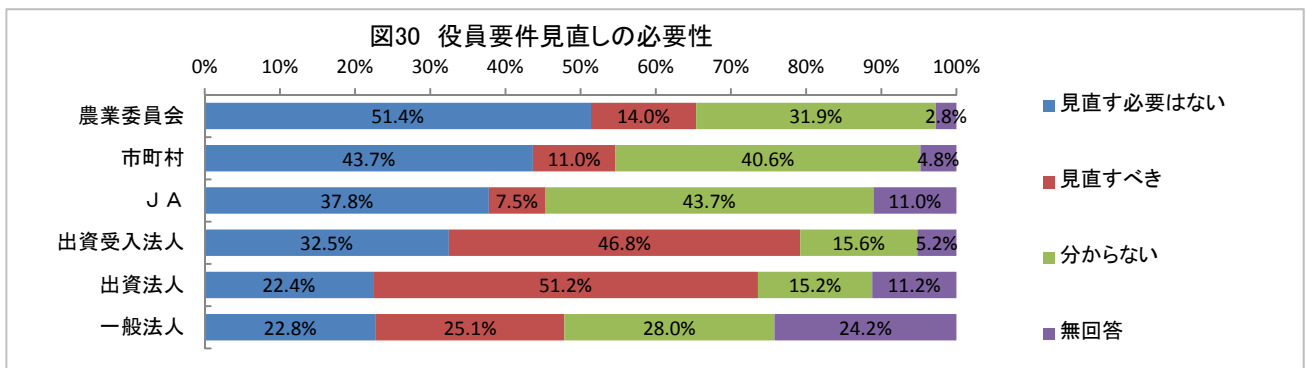
【評価できない理由】

「出資者が農業関係者と関連事業者に限定されるため広く資本を集められない」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集Ⅲ－1（3）①）

(4) 役員要件（役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）であること、その過半が農作業に従事（原則年間60日以上）すること）

○ 要件見直しの必要性

農業委員会、市町村及びJAでは「見直す必要はない」との回答が多いが、出資受入法人、出資法人及び一般法人では、「見直すべき」との回答が多い。



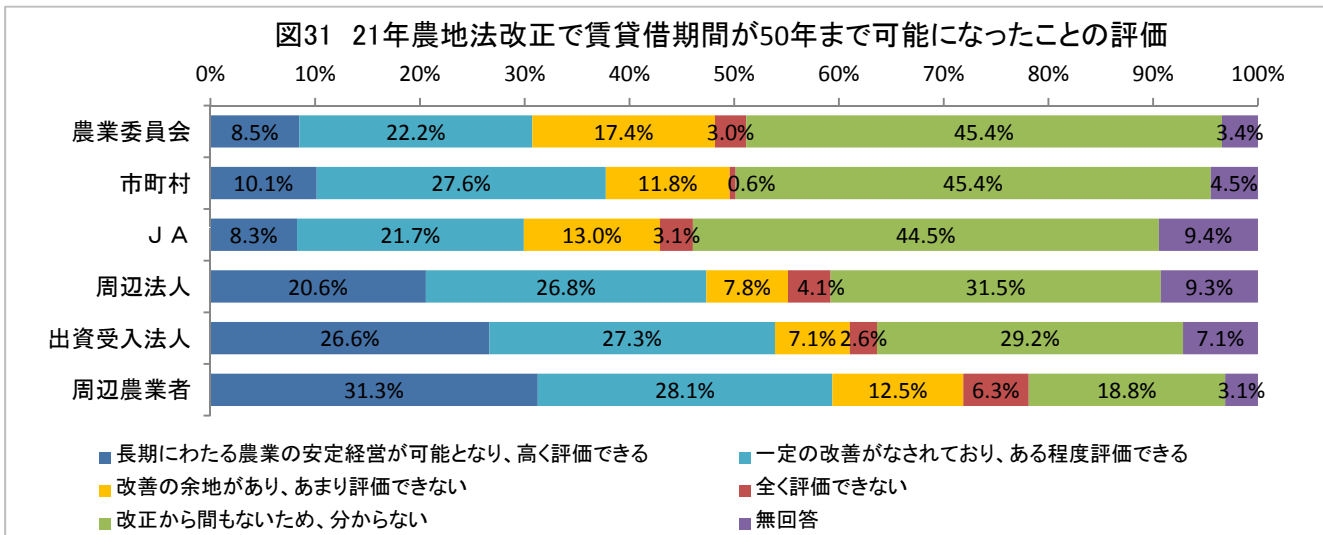
【見直すべきとする理由】

<常時従事要件> 「役員の過半を常時従事者とするのは難しいので、少人数の役員が従事していればよい」、「役員の過半についての常時従事条件は維持されるべきだが、日数要件は短縮すべき」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集Ⅲ－1（4）①）

<農作業従事要件> 「役員は経営者であるため、役員自身が農作業に従事しなくとも、役員は農業に関する企画・立案・マーケティング等を行うことで十分であり、農作業従事要件は撤廃すべき」、「本要件を撤廃する必要はないが、役員の過半が農作業に従事しなければならない要件や農作業従事日数を短縮すべき」といった回答が多い。（部分回答及び参考資料集Ⅲ－1（4）②）

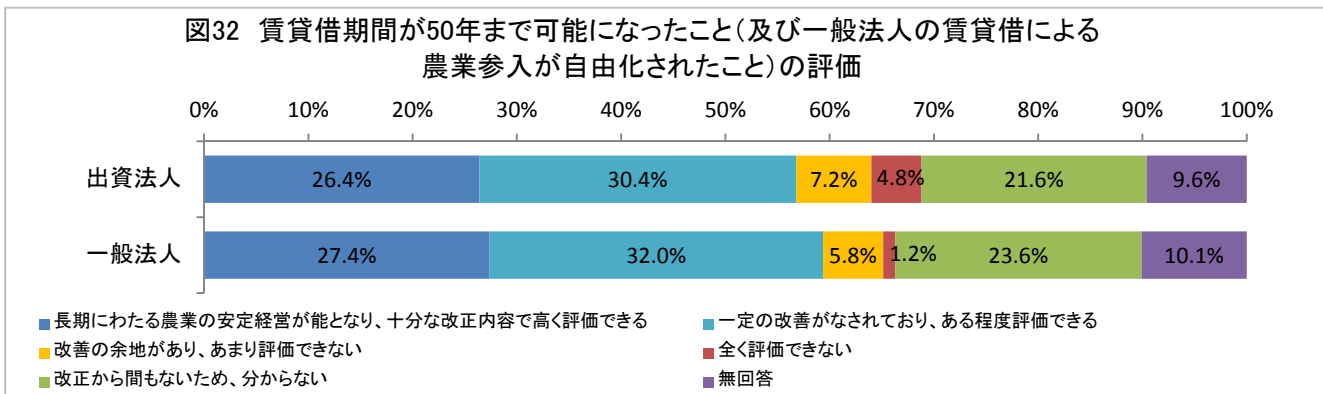
### 3-1 21年農地法改正で賃貸借期間が50年まで可能になったことの評価 (農業委員会、市町村、JA、周辺法人、出資受入法人、周辺農業者)

「改正から間もないため、分からない」との回答が多いが、「評価できる」との回答も多い。「評価できない」は1～2割程度にとどまっている。



### 3-2 21年農地法改正で賃貸借期間が50年まで可能になったこと及び一般法人の賃貸権による農業参入が自由化されたことの評価 (出資法人、一般法人)

「評価できる」との回答が5割を超えており、「評価できない」との回答は、1割程度にとどまっている。

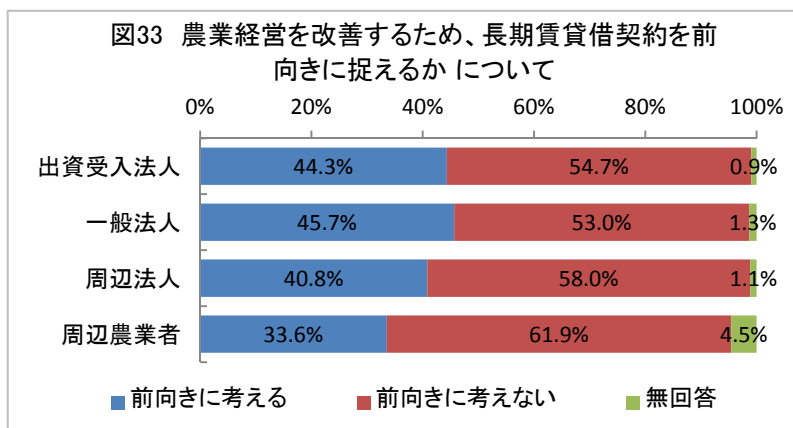


### 3-3 農業経営を改善するため、20年を超える長期賃貸契約を前向きに捉えるか

20年を超える長期賃貸契約について、出資受入法人、一般法人等の約4割、周辺農業者の約3割は「前向きに考える」としている。

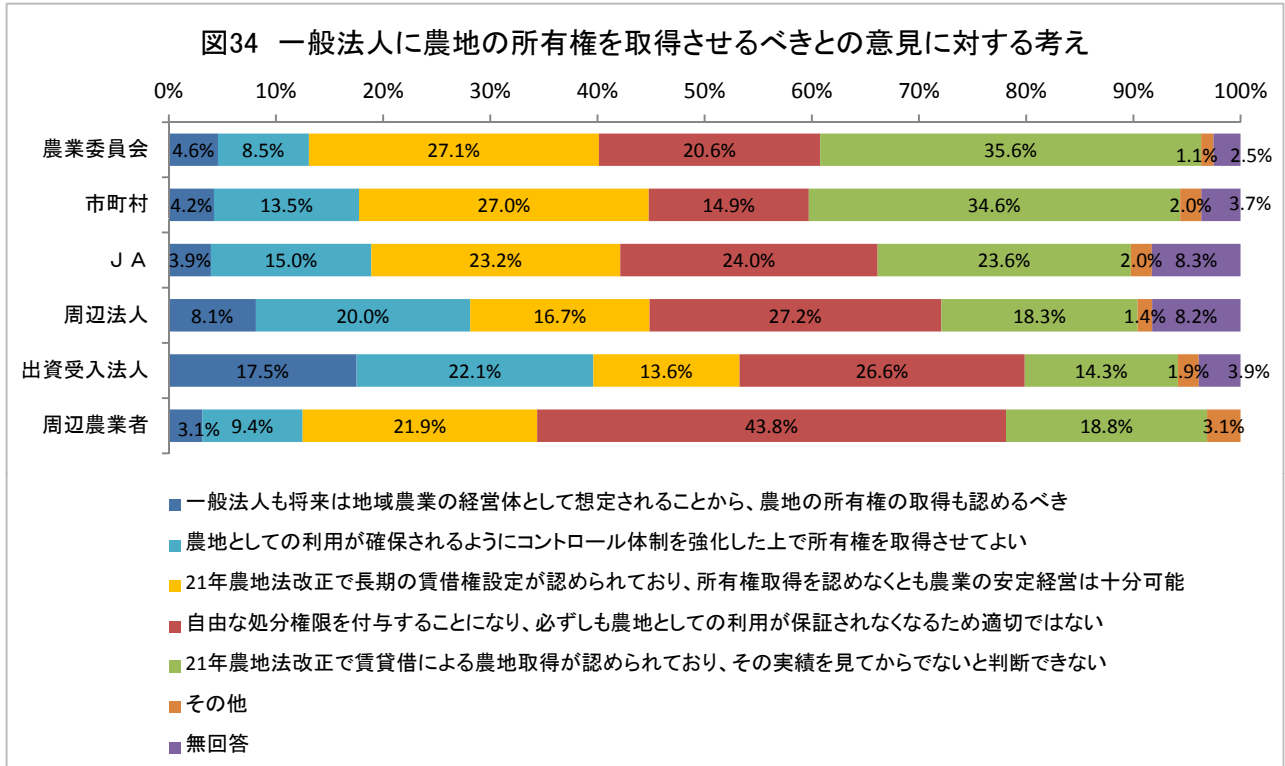
#### 【前向きに考えない理由】

「長期借入は世代を超えた農業経営を前提としており、現実的には難しい」といった回答が多い。(部分回答及び参考資料集Ⅲ-2-5)



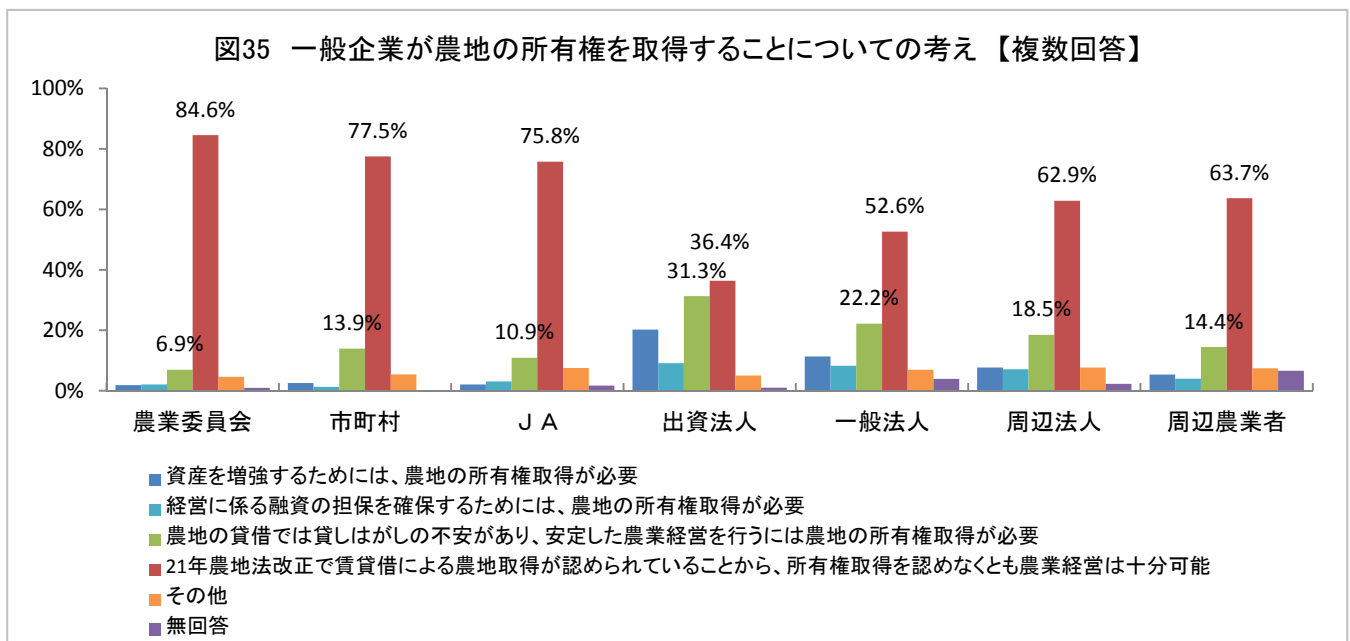
#### 4-1 一般法人に農地の所有権を取得させるべきとの意見に対する考え

農業委員会、市町村では、「21年農地法改正の実績を見てからでないと判断できない」が多いが、JA、出資受入法人、周辺農業者等では、「適切でない」が最も多くなっている。



#### 4-2 一般企業が農地の所有権を取得することについての考え

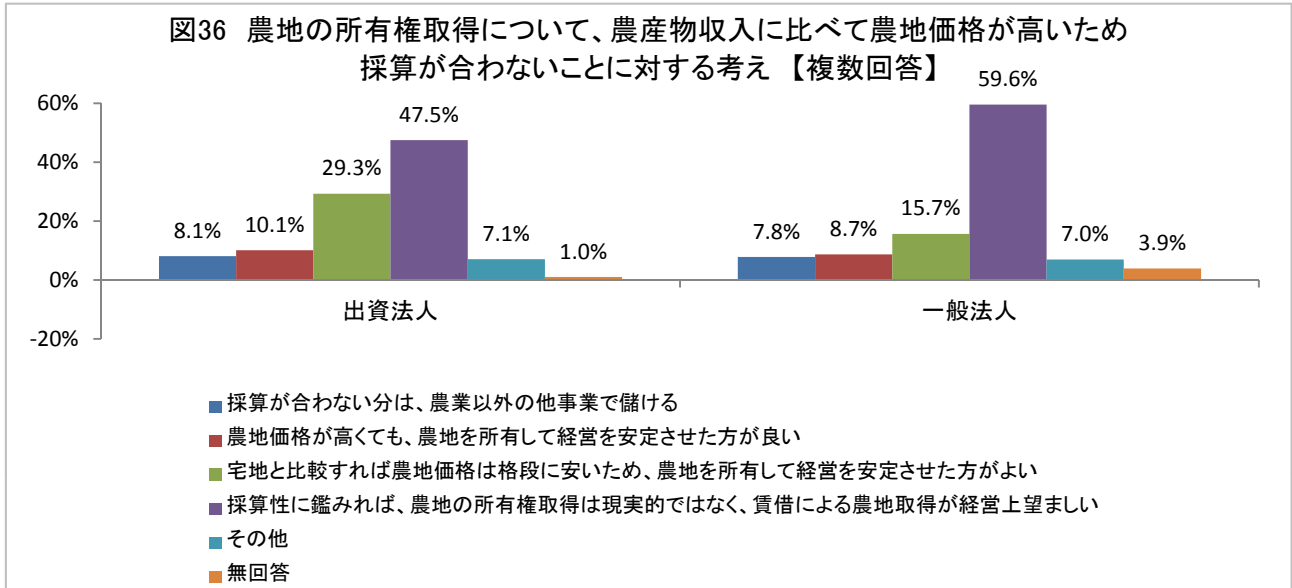
一般法人を含めて、「21年農地法改正で賃貸借による農地取得が認められていることから、所有権取得を認めなくとも農業経営は十分可能」との回答が多い。





### 4-3 農地の所有権取得について、農産物収入に比べて農地価格が高いため採算が合わないことに対する考え

「採算性に鑑みれば、農地の所有権取得は現実的ではなく、賃借による農地取得が経営上望ましい」との回答が多く、一般法人では約6割を占める。



## アンケート調査の概要

1 調査時期：平成24年1月から2月

2 調査対象

- ① ⑥又は⑧の法人が営農を行っている市町村の農業委員会
- ② ①の農業委員会のある市町村農政担当課
- ③ ①の農業委員会のある市町村を管内とするJA営農担当課
- ④ ⑥又は⑧の法人が営農を行っている市町村において営農する⑥以外の農業生産法人（周辺法人）
- ⑤ ⑥又は⑧の法人が営農を行っている市町村において営農する農業者（周辺農業者）
- ⑥ 一般法人から出資を受けている農業生産法人（出資受入法人）
- ⑦ 農業生産法人に出資している法人（出資法人）
- ⑧ 農地を借り入れて農業に参入した一般法人

3 回答数：次のとおり

	調査対象数	回答数	回答率
農業委員会	540	436	81%
市町村	540	355	66%
JA	540	254	47%
周辺法人	1,920	885	46%
周辺農業者	243	32	13%
出資受入法人	328	154	47%
出資法人	302	125	48%
一般法人	592	347	59%